

令和 4 年 第 3 回
霧 島 市 議 会 定 例 会
一 部 改 正 条 例 新 旧 対 照 表

霧 島 市

目 次

議案第 6 1 号	霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	・・・ 1
議案第 6 2 号	霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 5

議案第61号 霧島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年霧島市条例第56号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）<u>（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合にあって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）<u>（第2条の4</u> <u>の規定に該当する場合にあっては、2歳</u> <u>に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引</u></p>

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(削る)

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(新設)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情

とする。

(1)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) 略

とする。

(1)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) 略

議案第62号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部改正について

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考	名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考
(中略)						(中略)					
丸岡住宅	霧島市横川町上ノ3199番地	簡易耐火構造 平家建	2	昭和48		寺馬場住宅	霧島市国分清水二丁目1番47号	木造平家建	2	昭和32	
(中略)						(中略)					
丸岡住宅	霧島市横川町上ノ3199番地	簡易耐火構造 平家建	4	昭和48		丸岡住宅	霧島市横川町上ノ3199番地	簡易耐火構造 平家建	4	昭和48	
(中略)						(中略)					
南牧場住宅	霧島市牧園町高千穂3617番地560、3617番地24、3617番地25	簡易耐火構造 平家建	17	昭和43		南牧場住宅	霧島市牧園町高千穂3617番地560、3617番地24、3617番地25	簡易耐火構造 平家建	17	昭和43	
	霧島市牧園町高千穂3617番地560、3617番地562、3617番地24、3617番地25	簡易耐火構造 平家建	19	昭和44			霧島市牧園町高千穂3617番地560、3617番地562、3617番地24、3617番地25	簡易耐火構造 平家建	20	昭和44	
	霧島市牧園町高千穂3617番地560、3617番地562、3617番地25	簡易耐火構造 平家建	20	昭和45			霧島市牧園町高千穂3617番地560、3617番地562、3617番地25	簡易耐火構造 平家建	20	昭和45	

(中略)					
西馬場上住宅	霧島市隼人町真孝1405番地1	木造平家建	2	昭和28	
	霧島市隼人町真孝1405番地1	木造平家建	1	昭和30	
	(中略)				
樗木段住宅	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造平家建	5	昭和49	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造平家建	15	昭和50	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造平家建	12	昭和51	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造平家建	8	昭和52	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造平家建	14	昭和53	
	霧島市福山町福山5150番地33	簡易耐火構造平家建	8	昭和54	
	(中略)				

(中略)					
大窪団地	霧島市霧島大窪1340番地	簡易耐火構造平家建	8	昭和40	
(中略)					
西馬場上住宅	霧島市隼人町真孝1405番地1	木造平家建	3	昭和28	
	霧島市隼人町真孝1405番地1	木造平家建	2	昭和30	
	霧島市隼人町松永297番地	木造平家建	1	昭和32	
(中略)					
樗木段住宅	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造平家建	5	昭和49	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造平家建	20	昭和50	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造平家建	12	昭和51	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造平家建	8	昭和52	
	霧島市福山町福山5150番地36	簡易耐火構造平家建	14	昭和53	
	霧島市福山町福山5150番地33	簡易耐火構造平家建	8	昭和54	
	(中略)				